法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十六号

法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令

内閣は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第六十七条第三項、第八十一条の十三第二項及び第八十一条の十八第一項第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号中「第百三十九条の十第一項の改正規定（「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改める部分に限る。）、同条第二項第二号ロ」を「第百三十九条の十第二項第二号ロ」に、「第百五十五条の二十五」を「第百五十五条の二十五第一号ハ⑴」に改め、「（「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改める部分及び同条第一号ハ⑴に係る部分」、「。）に限る」及び「、第十条第一項及び第十二条第一項」を削り、同号の次に次の一号を加える。

一の二　第一条中法人税法施行令第百三十九条の十第一項の改正規定（「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改める部分に限る。）及び同令第百五十五条の二十五の改正規定（「百分の十六・三」を「百分の十・四」に改める部分に限る。）並びに附則第十条第一項及び第十二条第一項の規定　平成三十一年十月一日

附則第十条第一項中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十二条第一項中「附則第一条第一号」を「附則第一条第一号の二」に、「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第十三条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

地方法人税法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十七号

地方法人税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）附則第四項並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第三十条第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第百四十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書及び第二条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第三条第一項第一号中「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第七十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の九の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改め、同項第一号中「（平成二十七年改正法附則第百十六条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）附則第六十三条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の四の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第三項から第六項までの規定中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三

消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年十一月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百五十八号

消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令

内閣は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十五号）の施行に伴い、並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第十六条第一項において準用する同法附則第五条第二項及び同法附則第十九条並びに所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

（消費税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第一条　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第三百十七号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

附則第四条第三項中「平成二十九年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

附則第五条第一項中「平成二十八年十月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。